

## 同和問題啓発強調月間広告 企画概要書

資料

**1 広告のテーマ**

インターネット上の部落差別

**2 ポスター制作(動画制作)にかかるねらい(想い)**

現在、部落差別は解消の途上にあり、あと一步、何をすればよいのかが問われています。多くの人が部落差別に対して一定の正しい理解はされている状況にありますが、忌避意識等が残っており、差別はなくなっていないのが現状です。

インターネット上には、部落差別を助長するような投稿や記事、動画があふれており、誰もが簡単にそうした情報にアクセス出来てしまうのが現状です。

明確な差別意識はなくても、興味本位、面白半分で調べること、あるいは何となくそうした投稿を追いかけること。こうしたことを無くしていくことが残された課題解決につながるのではないかと考え、ポスターを通して県民への問いかけを行いたいと考えます。

ポスターを見た人や動画を見た人に気づきを与え、行動変容へとつなげていくことをねらいとします。

**3 ターゲット層**

令和3年度に行った調査では、特に30代において差別意識が残っていることがわかりました。これをふまえ、20～40歳代をメインターゲットとします。

**4 ポスター(動画)の掲載場所・掲出期間**

- ・掲出場所：市役所、図書館等の公共施設、学校、病院、駅舎等
- ・掲載期間：9月

**5 キャッチコピー**

以上のことをふまえ、当課でキャッチコピー例を考えました。

いずれか1つを選択してデザインを作成してください。(キャッチコピーはアレンジしても構いません)

①(差別につながる)そのポチっと(クリック) やめませんか。

②安易な検索。差別の温床

③なんで知りたいの? 知ってどうするの? (別案: なに調べてるん? 調べてどうするん?)

**6 ポスター構成要素**

- ・キャッチコピー(①～③のいずれか、またはアレンジ版)
- ・シンケンダー(滋賀県人権啓発キャラクター)
- ・「滋賀県」、「同和問題啓発強調月間シンボルマーク」※

※詳細は、「令和8年度人権啓発のための広告素材制作業務委託仕様書3.(1)②ポスターのデザイン」参照

## 7 動画シナリオについて

ポスターをどのように動画へと展開させていくかを考えてください。

別紙1の2.「ポスターを活用した動画制作案」にある表のうち、「内容」の項目欄を記入してください。

表は8コマ用意していますが、30秒動画であることをふまえて自由に使用してください。

※プロポーザルにて決定した受託業者には、このシナリオを基に30秒の啓発動画制作も行っていただきます。

## 8 滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダーについて」

### (1) ジンケンダーとは

ジンケンダーは滋賀県の人権啓発キャラクターとして、平成23年に生まれました。ジンケンダーは自分のことを「ぼく」と呼びますが、性別はわかりません。またジンケンダーは、いわゆる「戦隊モノ」ではありません。

ジンケンダーは、みなさんの人権を守るために、日々活動しています。

ジンケンダーは、困っている人がいたら助けようとし、目の前に問題が起こっていると何とか解決しようとしています。でも、なかなかうまくいかずにずっこけたりします。しかし、いつも周りの人がそれを見て助けてくれて、最後は問題が解決に向かいます。

ジンケンダーはいつも、人権の大切さをみなさんに知ってほしいと思っています。



### (2) ジンケンダーの使い方について

制作する広告素材すべてに、ジンケンダーを使用してください。なお、使用にあたっては、上記(1)の「ジンケンダー」の設定をふまえ、次のことに留意してください。

- ・伝えたいメインのメッセージをより効果的に伝える役として使用すること。
- ・具体的には、伝えたいメッセージを強調したり、後押ししたり、問いかけを行ったり、見た人（県民）が自発的に人権について考え、行動につなげられるよう、伝える役として使用すること。

※ジンケンダーをヒーローのように扱わないよう注意

## 9 その他

- ・掲出場所に小学校等が含まれるため、ターゲットである20~40歳代をはじめ、すべての年代に対応できるように、漢字にルビを打つなど表現に配慮してください。
- ・各広告を見た方に、人権について考え、行動につなげるための気づきを提供できるようなものにしてください。
- ・使用する文字や色の組合せ等は、ユニバーサルデザインの視点から、視覚障害者や高齢者などにも配慮して、より多くの方に見やすい広告となるようにしてください。
- ・著作権上の問題や、本県としてのオリジナリティを損なうことのないよう、ご注意願います。
- ・制作いただくポスターのデザイン・コンセプト・キャッチコピーは、交通広告、SNS広告バナー、啓発グッズなど、複数の媒体に展開します。ビジュアルと世界観は統一しながら、各媒体の特性に合わせて配置・レイアウトを調整していただきます。

## 10 同和問題に関する参考資料

- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく調査  
→補足資料参照
- ・ 「こころのいずみへ(改訂版)」～同和問題の解決に向けて～  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/11912.html>
- ・ 「令和3年度人権に関する県民意識調査の結果について」  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/323774.html>
- ・ ふれあいプラスワン「部落差別-いま私たちが知っておきたいこと」  
[https://shigaplusone.jp/post/2026winter\\_jinken/](https://shigaplusone.jp/post/2026winter_jinken/)
- ・ 過去のポスター、テレビスポット等  
ポスター <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/11901.html>  
テレビスポット(動画広告) <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/300356.html>